

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の適法性、効率性、透明性にあります。経営環境の厳しい変化にも対応すべく、意志決定を迅速に行い、体制や仕組みを整備して、常に万全の施策を実施していく構えでございます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH戦略投資事業有限責任組合	2,564,051	33.44
大島一成	1,700,500	22.18
エース取引株式会社	218,000	2.84
田原弘之	172,900	2.25
日本証券金融株式会社	152,300	1.98
寺島順子	139,500	1.81
細井一雄	70,000	0.91
ゴールドマンサックスインターナショナル	54,600	0.71
株式会社ティーオーコーポレーション	53,800	0.70
有限会社エムシーエス	52,800	0.68

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 ジャスダック 既存市場

決算期 更新 12月

業種 更新 情報・通信業

(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

(連結)売上高 更新 100億円未満

親会社 更新 なし

連結子会社数 更新 10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

当社は、監査役制度の強化をコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、社外の視点から取締役の業務執行を監査するため、経営経験者、会計・税務専門家、等での3名の社外監査役を選任しており、現状の体制で十分に経営監視機能の客観性、中立性が確保されておりますので、社外取締役を選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <small>更新</small>	設置している
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役と会計監査人においては意見交換等の機会を設け連携を図ることとしております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

監査役と内部監査役が連携をとり、内部監査室が「内部監査規程」に基づいて年間の監査計画を策定し、監査を実施しております。毎月の監査会に参加し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮崎吾郎	他の会社の出身者									○
池永威彦	他の会社の出身者					○				
安藤算浩	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
宮崎吾郎	——	より第三者性の高い見地から、取締役の職務執行を監督するため
池永威彦	——	より第三者性の高い見地から、取締役の職務執行を監督するため
安藤算浩	——	より第三者性の高い見地から、取締役の職務執行を監督するため

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#) ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

対象を当社取締役3名とし、新株予約権の目的たる株式の種類及び数が普通株式1,000,000株、行使により発行する株式の発行価額の総額が、174,000,000円となるストックオプションを平成20年3月27日に発行しております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#) 社内取締役

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社取締役の、業績向上に対する意識や意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上を意識させるためのインセンティブを与えることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

開示手段 [更新](#) 有価証券報告書

開示状況 [更新](#) 全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成19年12月期の役員報酬の内容
 当社の取締役及び監査役に対する報酬は次のとおりであります。
 取締役を支払った報酬 34,500千円
 監査役を支払った報酬 9,900千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

担当部門より、取締役会等にて付議される項目の伝達、配布可能な資料について事前配布などを実施し、社外監査役のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 [更新](#)

当社は、取締役会によって業務執行の監督を行い、監査役会によって監査を行っております。
 取締役会は、4名で構成されておりますが、社外取締役は選任しておりません。業務執行の監督については、毎月1回開催の取締役会、毎週1回開催の経営会議により、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席しております。
 会計監査は、大有ゼネラル監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時確認を行うほか改善などの提案を受け、会計処理の適正に努めております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	——	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の開催を目安とし、平成20年3月10日、東京証券会館において、アナリスト様向け平成19年12月期決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	——	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	現在、IR担当役員として取締役を設定し、実務執行者として管理本部長を設定しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 内部統制システム整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に則り、当社及び当社グループ各社が、意思決定の明確化・迅速化と、経営の透明化・効率化を一層推進するために、現在までに運用している様々な制度等を充実、強化し、必要な事項については、見直し、再検討を行っていくために、次のとおり基本方針を定める。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役職員を対象とした行動指針としてコンプライアンス・ポリシー（企業行動基準）を定め、周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
 - (3) 役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともにコンプライアンス・ポリシーの見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定又は取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 内部統制を推進する組織のもとに、リスク管理を統括する部門を置き、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - (2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
 - (2) 子会社等の関係会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定め、子会社等の状況に応じて必要な管理を行う。
 - (3) リスク管理を統括する部門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項
監査役業務補助のため必要に応じて、監査役スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - (2) 監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部門会議その他の重要な会議等に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
- 当社は、幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、取締役会の諮問機関としてマネージャー会議（構成員は、取締役、監査役、マネージャー、サブマネージャー）を組成し、当該会議を月1回開催しております。また、経営企画室を組成し、グループ全体のコーポレートガバナンス体制の一層の強化に努めております。
さらに役付取締役と経営企画室で構成される、常務会を設置し、意思決定の迅速化と全社的なコーポレートガバナンスの構築に資しております。今後は社外弁護士に定期的に出席していただき、より一層のコーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。
平成18年度より、各社経理責任者を一同に集めるBBHグループ経理・財務ミーティングを定期的に開催しております。これにより、より緊密な関係の構築とタイムリーな財務報告を取得し、全社的意思決定の基礎情報の収集に資しております。
また、代表取締役副社長及び従業員により構成される業務改善委員会を設置し、適切・効率的な会社・事業運営を目的として適時開催しております。業務改善委員会はコーポレートガバナンス上の問題点を適時に把握し、その解決に尽力しております。

以上

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
